

5 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求、又は利用停止請求に対する実施機関の決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成17年度は、開示請求に対する実施機関の決定に対し、行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。